

## 資料4

課題検討(インハウスソフトウェア・育成資産)の 補足資料

表1

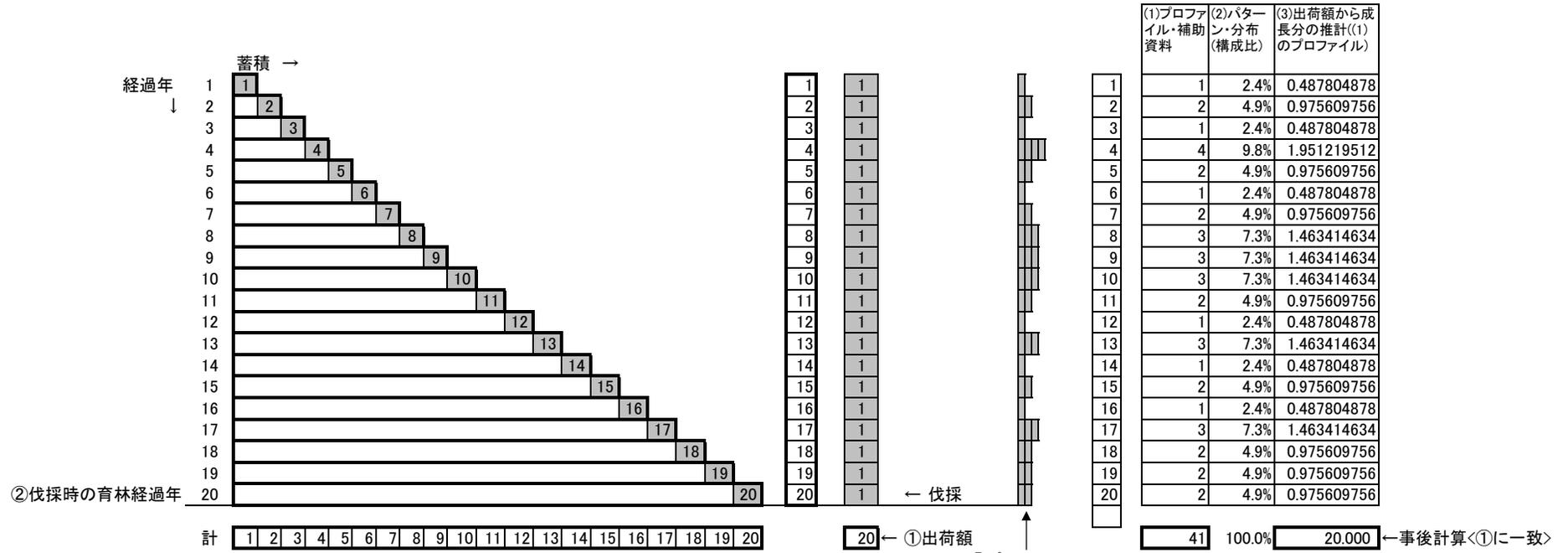
## コンピュータ・ソフトウェア

	(1) 今回の提案	(2) 93SNA	(3) 現行	(4) 68SNA
1.概念と範囲		<p>・企業が1年を超えて生産に使用することを予定しているコンピュータ・ソフトウェアは、無形固定資産として取り扱われる。そのようなソフトウェアは、市場で購入されたり、自己使用向けに生産されたりする。そのようなソフトウェアの取得を総固定資本形成として取り扱うわけである。・・・(93SNA10.92)</p> <p>・また、ソフトウェアの総固定資本形成には、企業が1年超の期間にわたり生産に使用することを予定している大型データベースの購入や開発も含む。こうしたデータ・ベースは、上述したようなソフトウェアの場合と同一の方法で評価する。(93SNA10.93)</p>	生産者が1年を超えて生産に使用するソフトウェアのうち、受注型のソフトウェアに関する支出を総固定資本形成として扱い、無形固定資産に計上する。無形固定資産の内訳分類は、「うちコンピュータ・ソフトウェア」のみ表章している。	主ハードウェアの購入と不可分なものとして、購入されたソフトウェアの費用を総固定資本形成として取り扱う。別に購入したソフトウェアあるいは自社開発したソフトウェアの費用は中間消費として扱う。
	(1).受注型・ソフトウェア	オーダーメイドで外部に委託開発されたソフトウェア		
	(2).パッケージ型・ソフトウェア	一般に市場で購入される既成ソフトウェア		
	(3).インハウス型・ソフトウェア	自社や政府内で開発されたソフトウェア		
2.推計方法				
	(1).受注型・ソフトウェア	購入者価格によって評価	「特定サービス産業動態統計調査」の「受注ソフトウェア」	①情報サービスの一部、②ハードウェアと一体、の2つに分類して、①は中間消費、②は需要先に応じて家計最終消費支出または、総固定資本形成として扱う。
	(2).パッケージ型・ソフトウェア	市場で購入されたソフトウェアは、購入者価格によって評価(93SNA 10.92)	12年基準改訂より計上。「特定サービス産業動態統計調査」の「ソフトウェアプロダクト」	同上
	(3).インハウス型・ソフトウェア	社内(インハウス)で開発されたソフトウェアは、推定基本価格、もしくは基本価格の推定が不可能な場合は生産費用によって評価。(93SNA 10.92)	計上していない	同上

表 2  
育成資産について

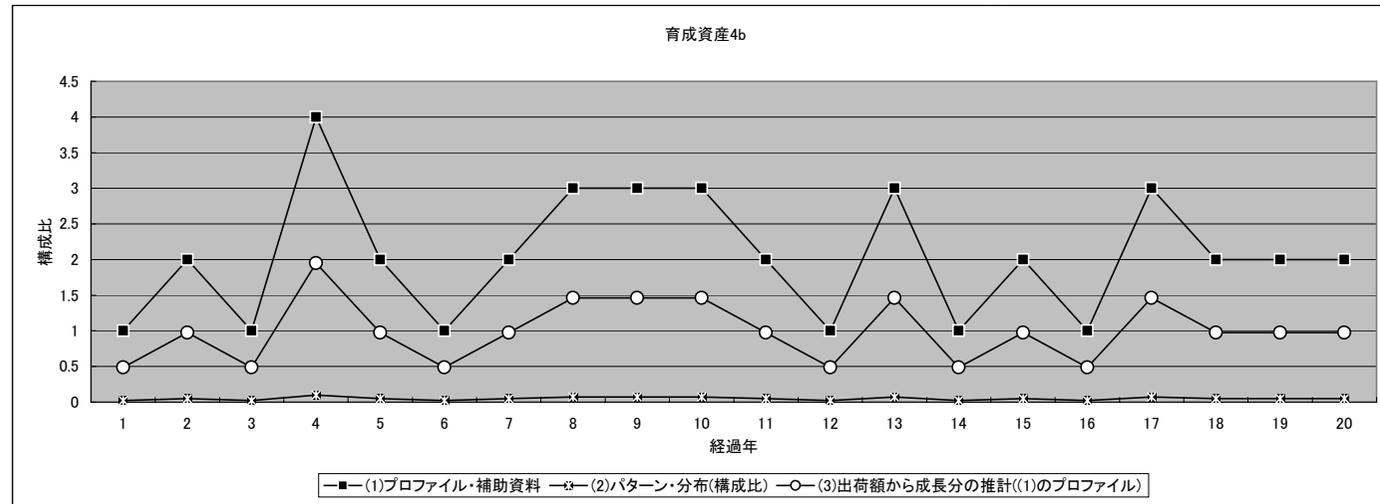
	(1) 今回の提案	(2) 93SNA	(3) 現行	(4) 68SNA
1.概念と範囲		有形固定資産に計上 繰り返し生産物を産出する繁殖、搾乳、牽引などのための家畜およびぶどう園、果樹園およびその他の樹木のプランテーション		
(1)家畜		繁殖用家畜 乳牛 羊毛用羊 牽引用動物	種畜・乳牛 「その他の酪農」+「その他の畜産」	機械器具等の内訳 種畜・乳牛
(2)プランテーション、果樹園等		果樹 葡萄の木 ゴムの木 やしの木	果樹・農園等 「果樹の植物成長」+「茶植物成長」+「養蚕」	再生産不可能有形資産「土地(耕地)」
2.仕掛品在庫				
(1)推計方法	出荷額から成長分を推計する方法 逆のぼり棚卸法(RIM, Regressed Inventory Method)		在庫変動率(基準年10の在庫純増額/国内生産額)より推計	
(2)対象となる育成資産		一回だけ産出物を生産する動植物の成長増加分。	種苗 花き・花木類 肉用牛 立木(育林) 海面養殖業	種苗 成長増加分を記録せず 花き・花木類 成長記録分を記録せず 肉用牛 成長増加分を製品在庫に計上 立木(育林) 成長増加分を記録せず 海面養殖業 成長増加分を記録せず
		複数回産出物を生産する動植物で自己勘定以外が所有する場合の育成成長分。	軽種馬 「その他の畜産」 (軽種馬以外は記録せず)	成長増加分を自己勘定と合わせ、固定資産に計上。

育成資産(RIM)



(ケース1) 平均(①/②) = 1

(ケース2) プロファイル・構成比(①×③/計③) =

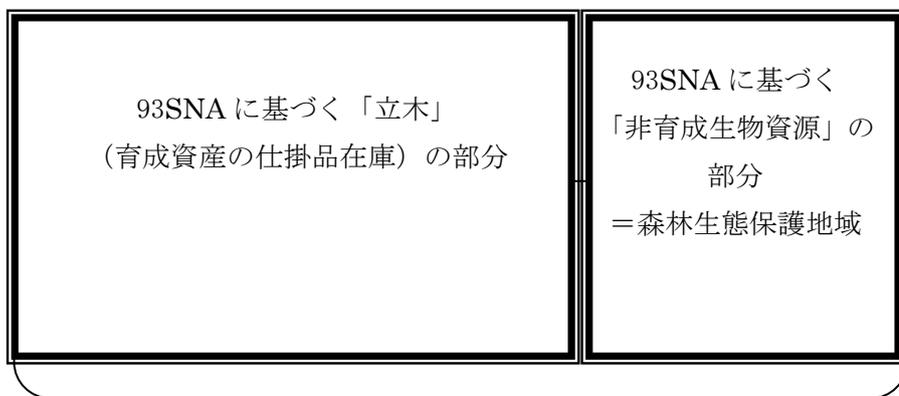


# 93SNA における立木の取扱いについて

平成 12 年 1 月 24 日  
企画調査課、国民資産課

## 1. 現段階の考え方

- ・ 68SNA に基づく現行体系においては、再生産不可能有形資産の「森林」の内訳項目「立木」として森林資源のストック額を推計。
- ・ 93SNA においては、「1 回産出物を生産する動植物の育成成長分については仕掛品在庫」に計上することとされている。また、「所有権が確立されているが、その自然成長が制度部門の直接の統御、管理のもとにない動植物」は「非育成生物資源」（有形非生産資産の一形態）と位置付けられている。
- ・ 我が国の 93SNA 移行の際には、現行の「立木」のうち、いわゆる育林に当たるものについては「仕掛品在庫」に、その他の伐採の対象となりえない森林については「非育成生物資源」に分類することとした（99 年 7 月「93SNA 移行に伴う我が国国民経済計算の変更」「93SNA 移行に伴う表章形式」参照）。
- ・ なお、森林のうち、育成資産の仕掛品ではなく、非育成生物資源として捉える範囲としては、「森林生態系保護地域」が想定される。



68SNA に基づく現行体系における「立木」の範囲

## 2. 問題点

- ・ 平成 7 年産業連関表において、半製品・仕掛品在庫に計上される育林の対象範囲は、「森林生態系保護地域」を含む全森林資源の総蓄積である（農林水産省ヒアリング）。
- ・ この場合、ストック推計において、「非育成生物資源」として、森林生態系保護地域のストック額を記録するならば、この部分がダブルカウントとなる。

- ・また、全森林資源から、「非育成生物資源」として記録される森林生態系保護地域のストック額を分割することも統計の制約上困難である。

### 3. 対応案

- ・68SNAに基づく現行体系の「立木」は、93SNA移行後は、全て育成資産の仕掛品（在庫）として捉えることとする。
- ・現行の表章案において記載されている「非育成生物資源」は、上記の森林生態系保護地域のみを想定しているため、項目自体を削除する<sup>1</sup>。

(以上)

---

<sup>1</sup> 森林生態系保護地域の面積は、全国の森林面積の1.3%弱を占めるに過ぎない。